

令和2年4月21日

保護者各位

三郷市子ども未来部長

【重要】保育所等の登園自粛強化について

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、令和2年4月7日に政府から「緊急事態宣言」及び、埼玉県から「埼玉県における緊急事態措置の実施について」を受け、4月9日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育所等登園自粛要請について」で保護者の皆さまに登園自粛をお願いしてきたところです。

そのような中で、緊急事態宣言が全国に発出され、埼玉県内でも感染拡大の傾向にあることなどを踏まえ、3密状態になりやすい保育所等の施設におけるお子様や保護者等の感染リスクを最小限にする更なる取り組みが必要となりましたので、登園自粛強化（原則自宅保育）の取り組みについて下記によりお願いをさせていただきます。

保護者の皆さまには、何卒ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、登園自粛強化の期間中、医療従事者をはじめ、社会機能を維持するために就業することが必要な方など、一定の要件に該当し家庭での保育が困難な方等については、在籍する施設において保育を実施します。

記

【1 登園自粛強化期間】

令和2年4月22日（水）から令和2年5月6日（水）まで

※緊急事態宣言の期間延長等により、上記期間を変更する場合があります。

【2 登園自粛強化期間中に保育を利用できる世帯】

保護者全員が以下の①から④までのいずれかに該当し、かつ休暇等の調整がつかない世帯、または⑤に該当する世帯

- ① 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- ② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々への保護の継続に関する業務に従事
- ③ インフラ（電力、ガスなど）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- ④ 警察、消防、行政サービス、鉄道、運送、保育など、社会の安定維持に関する業務に従事
- ⑤ その他、ひとり親世帯等で、家庭での保育が特に困難な場合（労働以外の認定事由を含む）

【3 利用者負担（保育料等）の取扱い】

登園自粛期間中の利用者負担（保育料等）については、令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育所等登園自粛要請について」のとおり（欠席日数に応じて日割りで減額）変更はありません。

【4 その他】

- （1）登園自粛強化期間中も、お子様や保護者の皆さまの体温を測るなど健康観察をしてください。
- （2）お子様や同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際、又は疑いがある際は、速やかに利用施設に御連絡ください。
- （3）在籍する施設において、新型コロナウイルス感染症の陽性反応者が確認された場合には保育を中止いたします。
- （4）今後の状況によって臨時休園となる場合があります。

三郷市子ども未来部すこやか課
電話 048-930-7784（直通）